

「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示の一部を改正する告示」(平成20年経済産業省、国土交通省、環境省告示第23号)により「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示」(平成18年経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号)の第3条(燃料の規格)を改正しています。それに伴い「特定原動機型式指定実施要領」、「特定特殊自動車型式届出実施要領」(以下、「実施要領」という。)については、当分の間、下記のとおり取り扱うこととします。

## 記

### 1. 「特定原動機型式指定実施要領」

「第1号様式(諸元表)」の「燃料の種類」の欄に「軽油」と記載した場合、すなわち軽油を燃料とする申請特定原動機については、「別紙1 申請特定原動機の燃料(軽油)の種類の詳細」を特定原動機型式指定申請書の添付書面として正本3部、複本1部を提出するものとする。

### 2. 「特定特殊自動車型式届出実施要領」

「第1号様式(諸元表)」の「燃料の種類」の欄に「軽油」と記載した場合、すなわち軽油を燃料とする届出特定特殊自動車については、「別紙2 届出特定特殊自動車の燃料(軽油)の種類の詳細」を特定特殊自動車型式届出書の添付書面として正本3部、複本1部を提出するものとする。

なお、この取扱いは平成20年4月1日から適用する。

※「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示」の第3条(燃料の規格)の改正の内容は、参考資料1、参考資料2を参照して下さい。

#### 問い合わせ先

環境省 水・大気環境局自動車環境対策課 オフロード法担当

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

TEL 03-3581-3351 (内線 6525) FAX 03-3593-1049

E-mail kanri-jidosha@env.go.jp

申請特定原動機の燃料（軽油）の種類の詳細

特定原動機 の名称及び型式	仕様識別記号※ 3	燃料の種類の詳細※ 2	備考

- ※ 1 この書面は、「第 1 号様式（諸元表）」の「燃料の種類」の欄に「軽油」と記載した場合に、提出することとする。
- ※ 2 「燃料の種類の詳細」の欄には、軽油、軽油（イ）の別を記入する。なお、脂肪酸メチルエステルが質量比 0.1%以下の軽油（バイオディーゼル燃料を混合しない軽油）を使用することを前提に製作された特定原動機については、軽油（イ）と記入する。また、脂肪酸メチルエステルが質量比 0.1%以下の軽油と脂肪酸メチルエステルが質量比 0.1%超 5%以下の軽油（バイオディーゼル燃料を混合した軽油）の両方を使用することを前提に製作された特定原動機については、軽油と記入する。
- ※ 3 同一型式に含まれる全てのメンバーエンジンの「燃料の種類の詳細」が同じ場合は、「仕様識別記号」毎の記載は不要とし、「特定原動機の名称及び型式」と「燃料の種類の詳細」の欄のみ記載することとする。

届出特定特殊自動車の燃料（軽油）の種類の詳細

特定特殊自動車の車名及び型式	呼称（カタログ名）※3	燃料の種類の詳細※2	備考

- ※1 この書面は、「第1号様式（諸元表）」の「燃料の種類」の欄に「軽油」と記載した場合に、提出することとする。
- ※2 「燃料の種類の詳細」の欄には、軽油、軽油（イ）の別を記入する。なお、脂肪酸メチルエステルが質量比 0.1%以下の軽油（バイオディーゼル燃料を混合しない軽油）を使用することを前提に製作された特定特殊自動車については、軽油（イ）と記入する。また、脂肪酸メチルエステルが質量比 0.1%以下の軽油と脂肪酸メチルエステルが質量比 0.1%超5%以下の軽油（バイオディーゼル燃料を混合した軽油）の両方を使用することを前提に製作された特定特殊自動車については、軽油と記入する。
- ※3 同一型式に含まれる全ての特定特殊自動車の「燃料の種類の詳細」が同じ場合は、「呼称（カタログ名）」毎の記載は不要とし、「特定特殊自動車の名称及び型式」と「燃料の種類の詳細」の欄のみ記載することとする。

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示の一部を改正する告示 新旧対照表

○特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示 (平成十八年経済産業省・国土交通省・環境省告示第一号)

改 正 案				現 行	
(燃料の規格) 第3条 規則第2条第2項の燃料は、告示第3条の表の左欄に掲げる燃料の種類ごとに設けられた同表の右欄に掲げる基準を満たすものとする。ただし、 <u>当分の間、次の表の第一欄に掲げる特定特殊自動車については、同表第二欄に掲げる規定は、同表第三欄に掲げる字句を同表第四欄に掲げる字句に読み替えて適用する。</u>				(燃料の規格) 第3条 規則第2条第2項の燃料は、 <u>次の表の左欄に掲げるものであって、燃料の種類に応じて、右欄に掲げる規格のいずれにも適合するものとする。</u>	
<u>読み替えに係る特定特殊自動車</u>	<u>読み替える規定</u>	<u>読み替えられる字句</u>	<u>読み替える字句</u>	<u>燃料の種類</u>	<u>燃料の性状又は燃料に含まれる物質の数量</u>
<u>脂肪酸メチルエステルが質量比0.1%以下の軽油を使用することを前提に製作された特定特殊自動車</u>	<u>告示第3条の表 軽油の項</u>	<u>次のイ又はロの要件を満たすものであること。</u> <u>イ 脂肪酸メチルエステルが質量比0.1%以下</u> <u>ロ 脂肪酸メチルエステルが質量比0.1%超5%以下であり、かつ、次に掲げる要件をいずれも満たすこと。</u> <u>(1) メタノールが質量比0.01%以下</u> <u>(2) 酸価が0.13以下</u> <u>(3) ぎ酸、酢酸及びプロピオン酸の合計が質量比0.003%以下</u> <u>(4) 酸価の増加量が0.12以下</u>	<u>脂肪酸メチルエステルが質量比0.1%以下</u>	<u>ガソリン</u>	<u>鉛が検出されないこと。</u> <u>硫黄が質量比0.005%以下であること</u> <u>ベンゼンが容量比1%以下であること</u> <u>メチルターシャリーブチルエーテルが容量比7%以下であること</u> <u>メタノールが検出されないこと。</u> <u>エタノールが容量比3%以下であること</u> <u>酸素分が質量比1.3%以下であること</u> <u>灯油の混入率が容量比4%以下であること</u> <u>実在ガムが100ml 当たり5mg 以下であること</u>
				<u>軽油</u>	<u>硫黄が質量比0.005%以下であること</u> <u>セタン指数が45以上であること</u> <u>90%留出温度が360℃以下であること</u>
<b>【補足】</b> 上記のうち、「告示」とあるのは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)のことを指します。(特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示第2条においてその旨が規定されています。)				<b>備考</b> 1 「鉛が検出されないこと。」とは、日本工業規格 K2255 の原子吸光 A 法又は原子吸光 B 法で定める試験方法により測定した場合において、その結果が当該方法の適用区分の下限值以下であることをいう。 2 「メタノールが検出されないこと。」とは、メタノールの混入率を容量比で測定することが可能であり、かつ、その混入率の定量下限が容量比0.5%以下である分析設備により測定した場合において、その結果が当該方法の適用区分の下限值以下であることをいう。 3 「酸素分」とは、日本工業規格 K2536 号の2、K2536 号の4 又は K2536 号の6 に定める方法により測定した場合における数値とする。 4 「セタン指数」とは、日本工業規格 K2280 に定める方法により算出した軽油の性状をいう。 5 「90%留出温度」とは、日本工業規格 K2254 に定める方法により測定した軽油の性状をいう。	

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）抜粋

（燃料の規格）

第3条 保安基準第1条の2の規定による燃料は、次表の左欄に掲げる燃料の種類ごとに設けられた右欄に掲げる基準を満たすものとする。

燃料の種類	基準
ガソリン	鉛が検出されないこと。
	硫黄が質量比 0.001%以下
	ベンゼンが容量比 1%以下
	メチルターシャリーブチルエーテルが容量比 7%以下
	メタノールが検出されないこと。
	エタノールが容量比 3%以下
	酸素分が質量比 1.3%以下
	灯油の混入率が容量比 4%以下
	実在ガムが 100ml 当たり 5mg 以下
軽油	硫黄が質量比 0.001%以下
	セタン指数が 45 以上
	90%留出温度が 360℃以下
	次のイ又はロの要件を満たすものであること。 イ 脂肪酸メチルエステルが質量比 0.1%以下 ロ 脂肪酸メチルエステルが質量比 0.1%超 5%以下であり、かつ、次に掲げる要件をいずれも満たすこと。 (1) メタノールが質量比 0.01%以下 (2) 酸価が 0.13 以下 (3) ぎ酸、酢酸及びプロピオン酸の合計が質量比 0.003%以下 (4) 酸価の増加量が 0.12 以下
	トリグリセリドが質量比 0.01%以下

備考

- 「鉛が検出されないこと」とは、日本工業規格 K2255 の原子吸光 A 法又は原子吸光 B 法で定める試験方法により測定した場合において、その結果が当該方法の適用区分の下限値以下であることをいう。
- 「メタノールが検出されないこと」とは、メタノールの混入率を容量比で測定でき、かつ、メタノールの混入率の定量下限が容量比 0.5%以下である分析設備により測定した場合において、その結果が当該方法の適用区分の下限値以下であることをいう。
- 「酸素分」とは、日本工業規格 K2536 号の 2、日本工業規格 K2536 号の 4 又は日本工業規格 K2536 号の 6 に定める方法により測定した場合における数値とする。
- 「セタン指数」とは、日本工業規格 K2280 で定める方法で算出した軽油の性状をいう。
- 「90%留出温度」とは、日本工業規格 K2254 に定める方法で測定した軽油の性状をいう。
- 「酸価」とは、軽油 1 g のうちに含まれる酸の中和に要する水酸化カリウムのmg数をいい、日本工業規格 K2501号の電位差滴定法（酸価）により測定した数値とする。
- 「酸価の増加量」とは、軽油中の酸価の増加の測定方法として経済産業大臣が定める方法（平成19年経済産業省告示第81号）により測定した数値とする。